

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和8年6月10日

群馬県知事 山本 一太 様

主たる事務所

所在地 群馬県桐生市広沢町六丁目355番地

名称 医療法人 山口会

理事長 理事長 山口 知久

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人山口会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 群馬県桐生市広沢町六丁目 3 5 5 番地

(3) 設立認可年月日 昭和 4 0 年 8 月 2 7 日

(4) 設立登記年月日 昭和 4 0 年 9 月 1 4 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山 口 知 久	山口クリニック管理者
理 事	山 口 千 鶴 子	
同	山 口 敬 久	
監 事	園 田 誠	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診 療 所	山口クリニック	2 4 1 0 6 5 8	群馬県桐生市広沢町六丁目 3 5 5 番地	無床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
介護保険法に基づく居宅サービス事業 訪問介護事業所 やまぐちライフサポート彩-iRodori-	群馬県桐生市広沢町六丁目 3 5 5 番地	

介護保険法に基づく第1号事業 第1号訪問事業所 やまぐちライフサポート彩-iRodori-	群馬県桐生市広沢町六丁目355番地	
老人福祉法に基づく有料老人ホーム やまぐちハウス彩-iRodori-	群馬県桐生市広沢町六丁目355番地	
道路運送法に基づく福祉有償運送 やまぐちライフサポート彩-iRodori- 福祉移送サービス	群馬県桐生市広沢町六丁目355番地	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 4月25日	理事長及び理事の役員報酬額の決定
令和 7年 5月23日	令和6年度事業報告及び決算書類の承認
〃	任期满了に伴う理事、監事選任と承認
令和 7年 7月17日	理事辞任の承認及び新任理事の選任と承認
令和 8年 3月21日	令和8年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和8年度の借入金最高限度額の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (9) その他

様式 2

法人名 医療法人山口会
所在地 群馬県桐生市広沢町六丁目355番地

※医療法人整理番号	0	0	0	3	4
-----------	---	---	---	---	---

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	221,516 千円
2. 負 債 額	137,074 千円
3. 純 資 産 額	84,442 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	109,973
B 固 定 資 産	111,543
C 資 産 合 計 (A+B)	221,516
D 負 債 合 計	137,074
E 純 資 産 (C-D)	84,442

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人山口会

※医療法人整理番号 00034

所在地 群馬県桐生市広沢町六丁目355番地

貸借対照表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	109,973	I 流 動 負 債	55,264
II 固 定 資 産	111,543	II 固 定 負 債	81,810
1 有 形 固 定 資 産	108,126	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	364	負 債 合 計	137,074
3 その他の資産	3,053	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	1,000
		II 積 立 金	30,000
		III 評価・換算差額等	53,442
		純 資 産 合 計	84,442
資 産 合 計	221,516	負債・純資産合計	221,516

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人山口会
所在地 群馬県桐生市広沢町六丁目 3 5 5 番地

※医療法人整理番号 0 0 0 3 4

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	65,389
2 事業費用	95,821
本来業務事業利益	△ 30,432
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	32,743
2 事業費用	30,814
附帯業務事業利益	1,929
事業損失	△ 28,503
II 事業外収益	50,678
III 事業外費用	1,972
経常利益	20,203
IV 特別利益	976
V 特別損失	0
税引前当期純利益	21,179
法人税等	82
当期純利益	21,097

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人山口会
所在地 群馬県桐生市広沢町六丁目355番地

※医療法人整理番号	0	0	0	3	4
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人山口会

理事長 山口 知久 殿

私（注１）は、医療法人山口会の令和７会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (１) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (２) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (３) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (４) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年５月２２日



（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。